

## 公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により平成 31 年 1 月に実施した平成 30 年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成 31 年 2 月 12 日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 伊 | 藤 | 重 | 成 |
| 山形県監査委員 | 鈴 | 木 |   | 孝 |
| 山形県監査委員 | 武 | 田 | 一 | 夫 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 |   | 香 |

## 第 1 監査実施状況

監査は、監査対象機関 24 箇所について、次のとおり実施した。

| 監査対象機関        | 実施年月日            | 担当監査委員 |      |
|---------------|------------------|--------|------|
|               |                  |        |      |
| 左沢高等学校        | 平成 31 年 1 月 10 日 | 伊藤委員   | 武田委員 |
| 米沢工業高等学校      | 平成 31 年 1 月 10 日 | 伊藤委員   | 武田委員 |
| 米沢商業高等学校      | 平成 31 年 1 月 10 日 | 伊藤委員   | 武田委員 |
| 米沢養護学校        | 平成 31 年 1 月 10 日 | 伊藤委員   | 武田委員 |
| やまなみ学園        | 平成 31 年 1 月 10 日 | 鈴木委員   | 加藤委員 |
| 工業技術センター置賜試験場 | 平成 31 年 1 月 10 日 | 鈴木委員   | 加藤委員 |
| 荒砥高等学校        | 平成 31 年 1 月 10 日 | 鈴木委員   | 加藤委員 |
| 神室少年自然の家      | 平成 31 年 1 月 17 日 | 伊藤委員   | 武田委員 |
| 新庄北高等学校       | 平成 31 年 1 月 17 日 | 伊藤委員   | 武田委員 |
| 新庄神室産業高等学校    | 平成 31 年 1 月 17 日 | 伊藤委員   | 武田委員 |
| 新庄警察署         | 平成 31 年 1 月 17 日 | 伊藤委員   | 武田委員 |
| 森林研究研修センター    | 平成 31 年 1 月 17 日 | 鈴木委員   | 加藤委員 |
| 村山教育事務所       | 平成 31 年 1 月 17 日 | 鈴木委員   | 加藤委員 |
| 山辺高等学校        | 平成 31 年 1 月 17 日 | 鈴木委員   | 加藤委員 |
| 寒河江高等学校       | 平成 31 年 1 月 17 日 | 鈴木委員   | 加藤委員 |
| 最上教育事務所       | 平成 31 年 1 月 18 日 | 伊藤委員   | 武田委員 |
| 北村山高等学校       | 平成 31 年 1 月 18 日 | 伊藤委員   | 武田委員 |
| 環境科学研究センター    | 平成 31 年 1 月 18 日 | 武田委員   | —    |
| 村山産業高等学校      | 平成 31 年 1 月 18 日 | 武田委員   | —    |
| 福祉相談センター      | 平成 31 年 1 月 18 日 | 鈴木委員   | 加藤委員 |
| 図書館           | 平成 31 年 1 月 18 日 | 鈴木委員   | 加藤委員 |
| 山形西高等学校       | 平成 31 年 1 月 18 日 | 鈴木委員   | 加藤委員 |
| 山形北高等学校       | 平成 31 年 1 月 18 日 | 鈴木委員   | 加藤委員 |
| 山形工業高等学校      | 平成 31 年 1 月 18 日 | 鈴木委員   | 加藤委員 |

## 第 2 監査結果

## (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 最上教育事務所

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの 7件 合計129,954円

主な事例は以下のとおり

「最上の教育指導の重点」の印刷

検査日 平成29年4月7日

請求書受理日 平成29年12月13日

支払日 平成29年12月27日

支出額 58,000円

b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないもの 14件 合計132,872円

主な事例は以下のとおり

プリンタートナーカートリッジの購入

検査日 平成29年8月8日

請求書受理日 平成29年11月16日

支払日 平成29年11月30日

支出額 5,508円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 支出

(イ) 支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかったものがある。(村山教育事務所)

(ロ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(山形工業高等学校)

(ハ) 旅費の支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数ある。(最上教育事務所、山形工業高等学校)